

まさかの自動車事故からあなたを守る

県共済の自動車^{事故費用}共済

まごころ共済



任意保険に関係なく
契約者(あなた)へお支払い
わずかな掛金でもうひとつの安心!!



県共済

鹿児島県火災共済協同組合

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(県産業会館5階)
☎099-225-4218 FAX099-227-3595

●お問い合わせ先

もし交通事故の当事者になってしまったら……

自動車事故費用共済(まごころ共済)は自賠責保険・任意保険に関係なく共済金を**契約者(あなた)**へお支払いします。

人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済の自動車事故費用共済です。

補償内容	支払われる共済金額	
	契約者側 負傷の場合	相手側 負傷の場合
入通院共済金 入通院の場合 (1人1日につき)	入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 負傷者が複数の場合は 1日18,000円限度	左記日額に、入通院日数に乘じた額を 限度として実費を支給 注1 負傷者が通算3日以上入通院した場合 入通院臨時費用共済金 3万円 (例) 相手運転者1名(10日)が入通院した場合 45,000円(入院日額4,500円×10日) + 入通院臨時費用共済金30,000円 = 75,000円 15,000円の範囲内で、契約者が事故解決の為相手側に負担した額をお支払いします。
後遺障害共済金 事故の日から180日以内に 後遺症が残った場合	300万円～12万円 後遺障害別等級(1～14級)に該当する金額を お支払いします。	300万円～12万円 注2
死亡共済金 事故の日から180日以内に 死亡された場合	300万円	死亡臨時費用共済金 30万円 注3 合計 300万円
対物事故共済金特約	30,000円	相手の損害が2万円以上で、契約者側にも過失がある場合に3万円を 契約者にお支払いいたします。(お見積等のコピーが必要になります。) 但し、共済期間内1回を限度とします。 ※契約車両の損害は不担保です

※加入限度額は被共済自動車(補償の対象となる自動車)1台につき300万円となります。

※1事故における最高支払限度額は300万円(1共済期間内)とします。

注1 1事故につき、契約者側に過失のある事故で、相手側に負傷者が生じた時、相手側が実際に入院した日数に該当日額を乗じた金額を支払限度額(入通院臨時費用共済金を含む)として、共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。なお、相手側に負傷者が生じ、3日以上入通院をした時は、入通院臨時費用共済金3万円をお支払いします。

注2 1事故につき、契約者側に過失のある事故で、相手側に後遺症が残る、約款に定める後遺障害別等級(1級～14級)に該当した場合、その金額を支払い限度額として、共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。

注3 1事故につき、契約者側に過失のある事故で、相手側に死亡者が生じた時、300万円を支払い限度額(死亡臨時費用共済金を含む)として、共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。なお、相手側に死亡者が生じた時は、死亡臨時費用共済金30万円をお支払いします。

注4 上記(注1)、(注2)、(注3)の共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いする場合は、領収書または支払いを証明する書類が必要となります。

車種別共済掛金				
	車種	ナンバープレート	月掛	年掛
①	自家用乗用自動車	30～36・51～59 300～399・500～599 801・831	1,000円	10,000円
②	自家用軽乗用自動車	50・53・57・560 580～589・591・592 593・596	550円	5,500円
③	自家用普通貨物自動車(2t超)	11・22・88・100～199 200・227・230・800～899	1,750円	17,500円
④	自家用普通貨物自動車(2t以下)	11・88 100～199・800～899	1,450円	14,500円
⑤	自家用小型貨物自動車	44～47・88 400～499・800～899	1,000円	10,000円
⑥	自家用軽貨物自動車	40～43・48・80・88 480～486・880・883	550円	5,500円

●お引き受け可能なナンバープレートの一例(自家用自動車)

●お引き受けできないナンバープレートの一例(営業用自動車・二輪車)

鹿児島 300
さ 00-00

鹿児島 580
す 00-00

鹿児島 50
あ 00-00

鹿児島 480
り 00-00

鹿児島 50
あ 00-00

鹿児島 50
あ 00-00

白い板に緑の文字
※車検証をご確認ください。

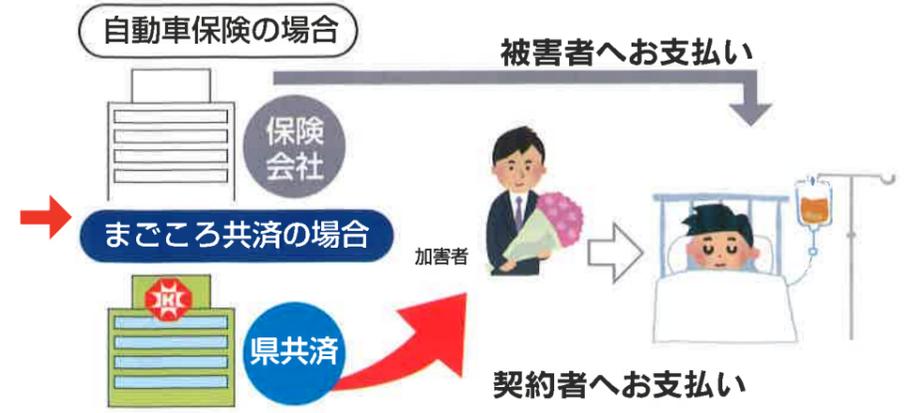
黄色の板に黒の文字
(軽自動車)

緑の板に白の文字

黒い板に黄色の文字
(軽自動車)

二輪車

自動車保険とは
異なります



共済金はこんな時にお支払いします

お支払い事例①

衝突事故を起こして…

●相手の車両損害が2万円以上あり、運転手と同乗者がそれぞれ30日入院と、自分が20日入院した場合

相手側

①4,500円×2名×30日=270,000円
(支払限度額)

契約者側

②4,500円×1名×20日= 90,000円
(定額払い)

支払共済金額

①270,000円(入通院臨時費用共済金3万円を含む)
を支払限度額として契約者が負担した実費
+②90,000円(定額払い)
+③30,000円(対物担保特約)
(①+②+③をお支払いします)

お支払い事例②

自損事故を起こして…

●自分と同乗者がそれぞれ60日入院と、30日通院した場合

契約者側

①入院
4,500円×2名×60日=540,000円

②通院
2,250円×2名×30日=135,000円

支払共済金額

①+②=675,000円(定額払い)を
お支払いします。

お支払い事例③

自分が追突を受けて

※全く契約者に過失がない場合

●自分と同乗者がそれぞれ20日入院と、10日通院した場合

契約者側

①入院
4,500円×2名×20日=180,000円

②通院
2,250円×2名×10日= 45,000円

支払共済金額

①+②=225,000円(定額払い)を
お支払いします。

補償の対象となる運転者の範囲

運転者	契約者の種類		
	法人	個人事業主	個人
①共済契約者	—	○	○
②共済契約者の同居の親族	—	○	○
③共済契約者が雇用している者	○	○	—
④①～③以外の届出運転者	任意で2名まで		

法人契約 役員・従業員・パート・アルバイト等事業所に携わっている方はすべて対象となります。

個人事業主契約 同居の親族・従業員・パート・アルバイト等事業所に携わっている方はすべて対象となります。

個人契約 同居の親族が対象となります。

※上記以外の方は、2名まで「届出運転者」として登録し、対象とすることができます。

お申し込み手続きは簡単です

加入申込書に車のナンバー等必要事項をご記入のうえ、初回掛金と出資金(100円)を添えて取扱代理所の窓口へご提出ください。

なお、2回目以降、口座振替の場合は金融機関へのお届け印をご用意ください。

補償開始はお申込みの翌日からです

出資金と初回の掛金をお申込みいただいた翌日午前0時から補償が開始されます。

※共済期間は、初回共済掛金を払い込んだ日の翌月1日から1年間とします。(口座振替日は27日)

※口座振替でのご契約の場合、2回目以降自動更新となります。

口座振替取扱金融機関一覧表

鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫

奄美信用組合・鹿児島相互信用金庫・奄美大島信用金庫

鹿児島興業信用組合・九州労働金庫・県下各農協・ゆうちょ銀行

掛金は損金・必要経費になります

- 契約者が法人の場合
掛金は損金に算入できます。
- 契約者が個人事業主の場合
掛金は必要経費に算入できます。

出資金について

県共済は、中小企業の皆さまのための協同組合です。初めてご加入いただく場合は1口100円以上の出資金をお預かりいたします。

お支払いできない主な場合

- ・共済契約者または運転者もしくは損害を受けた者の故意による時
- ・無免許で被共済自動車を運転中に事故が発生したときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金又は入通院共済金
- ・酒気帯びまたは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金又は入通院共済金
- ・戦争、変乱、暴動またはこれに類する事変による時
- ・地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波による時
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による時
- ・原因のいかんを問わず、被共済者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

ご契約後の注意点

ご加入いただいているお車を変更されたときは、取扱代理所または県共済までご連絡ください。お届けいただいていない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

個人情報の取扱いについて

県共済は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、当組合の取り扱う商品・サービスの案内・提供を行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先などに提供を行います。詳細につきましては、県共済までお問い合わせください。

クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回)は、共済期間が1年の自動車事故費用共済は、本制度の対象となりませんのでご注意ください。詳しくは、「重要事項説明書」を必ずご覧ください。

注意

- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答頂く義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させて頂くことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- 共済契約者には、共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項(以下「通知事項」といいます。)に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解除させて頂くことがあります。また、その場合は、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では、申込書等に☆印が付されている事項が通知事項となります。

※「まごころ共済」は、「自動車事故費用共済」の愛称です。

※このパンフレットは、「自動車事故費用共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、約款・重要事項説明書等をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、県共済までお問い合わせください。



鹿児島県火災共済協同組合

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(県産業会館5階)
☎099-225-4218 FAX099-227-3595



<http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai>